

統計法施行令の一部を改正する政令参照条文

統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（地方公共団体が処理する事務）

第十六条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うことができる。

（命令への委任）

第十八条 この法律に定めるもののほか、基幹統計調査の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章及び第五章並びに附則第三条及び第二十二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）

（地方公共団体が処理する事務）

第四条 基幹統計調査に関する事務のうち、別表第一の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第二の上欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の中欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の下欄に掲げる事務を行うこととし、別表第三の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県の教育委員会が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第四の第一欄に掲げる基幹統計

に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村長が同表の第五欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第六欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第五欄に掲げる事務を行うこととする。

2 前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計調査員の設置に関する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第六条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一統計法施行令（昭和二十四年政令第三百十号）の項を削り、同表に次のように加える。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）	第四条第一項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計調査員の設置に関する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務を除く。）
------------------------	--

別表第二統計法施行令（昭和二十四年政令第三百十号）の項を削り、同表に次のように加える。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）	第四条第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務に附帯する事務
------------------------	--

別表第一（第四条関係）

基幹統計 （一）四（略）	事務の区分 （略）	都道府県知事が行う事務 （略）	市町村長が行う事務 （略）
<p>五 世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計</p>	<p>統計調査員に関する事務</p>	<p>一 統計調査員の設置に関する事務</p>	<p>一 都道府県知事に対する統計調査員（世帯員の収入及び支出の調査に係るものを除く。以下この項において同じ。）の候補者の推薦に関する事務</p> <p>二 統計調査員に対する調査実施上の指導に関する事務</p> <p>三 統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務</p> <p>四 統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務</p>
<p>報告義務者に関する事務</p> <p>調査票の配布、収集、審査等に関する事務</p>	<p>二 報告義務者（世帯員の収入及び支出の調査に係るものに限る。）の選定に関する事務</p> <p>三 調査票の配布に関する事務</p> <p>四 調査票の収集に関する事務</p> <p>五 市町村長に対する調査票（世帯員の収入及び支出の調査に係るものを除く。この項第四欄第六号及び第七号において同じ。）の送付に関する事務</p> <p>六 調査票（前号に規定するものを除く。）の審査及び同号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務</p> <p>七 調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>	<p>八 総務大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務</p> <p>九 市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p>	<p>八 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務</p> <p>九 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十 市町村の区域における調査の広報に関する事務</p>
<p>その他の事務</p>			

		<p>事務</p> <p>十一 市町村長の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務</p> <p>十二 総務大臣に対する調査に関する事務の実況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十三 総務大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十四 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>	<p>事務</p> <p>十一 都道府県知事に対する調査に関する事務の実況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十二 都道府県知事に対する関係書類の送付に関する事務</p> <p>十三 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
<p>六〇九(略)</p> <p>十 農林行政に必要な農業及び林業の基礎的事項を明らかにすることを目的とする基幹統計</p>	<p>(略)</p> <p>統計調査員に関する事務</p>	<p>(略)</p> <p>一 統計調査員(農林業経営体(国、都道府県及び市町村の農林業経営体を除く)の調査に係るものに限る。以下この項において同じ。)の設置に関する事務</p>	<p>(略)</p> <p>一 都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務</p> <p>二 統計調査員に対する調査実施上の指導に関する事務</p> <p>三 統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務</p> <p>四 統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務</p> <p>五 調査区の設定及び修正の補助に関する事務</p>
	<p>調査区に関する事務</p> <p>調査票の配布、収集、審査等に関する事務</p>	<p>二 調査区(農林業経営体の調査に係るものに限る。)の設定及び修正に関する事務</p> <p>三 調査票(農林業経営体(国及び市町村の農林業経営体を除く)の調査に係るものに限る。)の配布に関する事務</p> <p>四 前号に規定する調査票の収集に関する事務</p> <p>五 市町村長に対する第二号に規定する調査票(都道府県の農林業経営体の調査に係るものを除く)の送付に関する事務</p> <p>六 第三号に規定する調査票(前号に規定するものを除く)の審査及びこの項第四欄第八</p>	<p>六 調査票(市町村の農林業経営体の調査に係るものに限る。)の配布に関する事務</p> <p>七 前号に規定する調査票の収集に関する事務</p> <p>八 第六号及びこの項第三欄第五号に規定する調査票の審査に関する事務</p> <p>九 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p> <p>十 都道府県知事に対する第八号に規定する調査票の送付に関する事務</p>

		<p>号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務</p> <p>七 法第十五条第一項の規定による立入検査等（農林業経営体（国、都道府県及び市町村の農林業経営体を除く。）の調査に係るものに限る。）の実施に関する事務</p> <p>八 第六号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p> <p>九 調査票の集計に関する事務（全国集計に係るものとして農林水産省令で定めるものを除く。）</p> <p>十 農林水産大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務</p> <p>十一 市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十二 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十三 農林水産大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十四 農林水産大臣に対する集計表その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十五 調査票（都道府県の農林業経営体の調査に係るものに限る。）の保管に関する事務</p> <p>十六 市町村長に対する調査票（国及び都道府県の農林業経営体の調査に係るものを除く。）の回付に関する事務</p> <p>十七 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>	<p>調査票の集計に関する事務</p> <p>その他の事務</p> <p>十一 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務</p> <p>十二 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十三 市町村の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十四 都道府県知事に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十五 この項第三欄第十六号に規定する調査票の保管に関する事務</p> <p>十六 都道府県知事に対する関係書類の送付に関する事務</p> <p>十七 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
--	--	--	--

備考

- 一 一の項の規定の適用については、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例(以下「事務処理特例条例」という。)の定めるところにより二の項第三欄第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事務(同欄第四号に掲げる事務にあつては、法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施及び当該立入検査等の結果に基づき調査票の作成に関する事務を除く。以下この号において同じ。)を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第一号から第四号まで及び第十号に掲げる事務は行わないものとする。
- 二 三の項の規定の適用については、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合のうち都道府県の加入するものは、市町村とみなす。
- 三 四の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第一号、第二号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第一号、第二号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。
- 四 六の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第一号、第二号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第一号、第二号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第一号から第四号まで及び第十号に掲げる事務は行わないものとする。
- 五 第一号及び前二号の規定により市町村長がこの表に規定する事務の一部を民間事業者に委託して行う場合においては、当該市町村長は、一の項第一欄、四の項第一欄又は六の項第一欄に掲げる基幹統計を作成するための調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。
- 六 十一の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第一号から第五号まで及び第十四号(同欄第一号から第五号までに係る部分に限る。)に掲げる事務については、東京都知事が行うものとする。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条（略）

2）8（略）

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

10 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

11）17（略）

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2）4（略）

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（政令に定める法定受託事務）

第一条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第十項の政令に示すものは、第一号法定受託事務（同条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。第二百

二十五条において同じ。)にあつては別表第一の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務(同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務をいう。第二百二十六条において同じ。)にあつては別表第二の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

別表第一 第一号法定受託事務(第一条関係)

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	事務
(略)	(略)
統計法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)	第八条第一項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務(統計調査員の設置に関する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証券の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。)
(略)	(略)

別表第二 第二号法定受託事務(第一条関係)

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	事務
(略)	(略)
統計法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)	第八条第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証券の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務
(略)	(略)